

【回答】 「TOYAMAジャーナル」制作及びプロモーション業務に係る公募型プロポーザルの実施について

項番	質問	回答
1	<p>実施要領「6 企画提案書等の提出／（1）提出書類／②デザイン案」について、プロモーションのデザイン案を1枚以上用意することとありますが、動画の「絵コンテ」または「サンプル動画」のどちらかの提出でも可能でしょうか。その場合、ファイル形式の指定はございますか。</p>	<p>7 審査（1）審査（プレゼンテーション）④その他に「映像等の使用は、原則として行わないこととする。」と記載しており、動画による提出はご遠慮ください。 また、6 企画提案書等の提出／（2）提出方法に記載のとおり、ファイル形式はPDFとしてください。</p>
2	<p>仕様書「4 「TOYAMA ジャーナル」制作業務の内容／（4）制作方法等／②納品」について、県議会事務局の指定する方法で送付とありますが、具体的にはどのような方法をご指定でしょうか。</p>	<p>県議会事務局以外の送付先については、送付の時期にあわせて住所や送付部数を記載した送付先リストを提供し、県議会事務局から提供する送付状とあわせて、各納品先に郵送していただく予定です。 なお、県議会事務局へ納品する分は、仕分け不要です。</p>
3	<p>仕様書「5 プロモーション業務内容／（3）受注者による広告運用計画の作成／【広告運用計画に盛り込むべき事項】②（イ）掲出プラットフォーム」について、Google、Instagram、TikTok、YouTube、新聞等とあります。この指定されたプラットフォームは、こちらで効果的なものを選定する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。仕様書には、過去に活用したプラットフォームを例示しております。本業務のターゲットの行動変容に効果的なものを選定し、ご提案願います。</p>